

別表 1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

旧		新		見直し理由
番号	地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	世. 1 北沢五丁目・大原一丁目地区 約 44.4ha (世田谷区北東部)	世. 1 北沢五丁目・大原一丁目地区 約 44.4ha (世田谷区北東部)	
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、地区計画等を活用し、災害に強いまちづくりを進める。	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、地区計画等を活用し、災害に強い街づくりを進める。	文言の整理
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	低層老朽住宅密集地区の建築物の不燃化・共同化による土地の有効利用を図る。 建替え時におけるセットバックによる狭あい道路の解消、積極的な用地取得による道路・広場・ポケットパークの確保を図る。	低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化及び共同化による土地の有効利用を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場及びポケットパークの整備を図る。	文言の整理
c	建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業、住宅市街地総合整備事業(密集型)により建築物の更新を促進し、不燃化・共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業(密集型)により、建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。	文言の整理
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	放射 23 号線、区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	放射 23 号線、区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	
e	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置	住民と行政との協働により事業の推進を図るため、公共は、住民の自主的なまちづくり協議会活動の支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路や公園の整備を推進する。 一方、民間は、住みよく災害に強いまちの実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際に地区計画その他による規制・誘導や必要な指導及び助成等を行う。	公共と民間との協働により事業を推進するため、公共は、住民主体の街づくり協議会の活動支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路及び公園等施設の整備を図る。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、地区計画による規制及び誘導並びに必要な指導及び助成等を行う。	文言の整理
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	木造住宅密集地域整備事業(事業中) 住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 街路整備事業(事業中)・放射 23 号線 沿道整備事業(事業中)	木造住宅密集地域整備事業(事業中) 住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 街路整備事業 ・放射 23 号線(事業中) 沿道整備事業 ・環状七号線(事業中)	事業の街歩状況に合わせ変更する。
	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項	防災街区整備地区計画 「北沢五丁目・大原一丁目地区」(決定済) 沿道地区計画「世田谷区環七大原・羽根木地区」(決定済)	防災街区整備地区計画 「北沢五丁目・大原一丁目地区」(決定済) 沿道地区計画 「世田谷区環七大原・羽根木地区」(決定済)	
	4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項	街路整備事業(完了)補助 26 号線 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	街路整備事業 ・補助 26 号線(完了) 東京都建築安全条例に基づく新しく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	

番号	地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	旧	新	見直し理由
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	世. 2 太子堂・三宿地区 約 78.6ha (世田谷区東部)	世. 2 太子堂・三宿地区 約 80.7ha (世田谷区東部)	区域面積の精査により面積を変更する。
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、地区計画等を活用し、災害に強いまちづくりを進める。 商業業務機能の充実を図る地区、住宅と共存した近隣商業地として整備する地区、戸建て住宅と共同住宅の調和を図る地区に区分し、それぞれの地区ごとに整備を進める。低層老朽住宅密集地区の建築物の不燃化・共同化による土地の有効利用を図る。 建替え時におけるセットバックによる狭あい道路の解消、積極的な用地取得による道路・広場・ポケットパークの確保を図る。	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、地区計画等を活用し、災害に強い街づくりを進める。 商業・業務機能の充実を図る地区、住宅と共存した近隣商業地として整備する地区、戸建て住宅と共同住宅の調和を図る地区に区分し、各地区単位で整備を進める。なお、低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化による災害に強い住宅地の形成及び共同化による土地の有効活用を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場及びポケットパークの整備を図る。	文言の整理
c	建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業、住宅市街地総合整備事業(密集型)により建築物の更新を促進し、不燃化・共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限、敷地面積最低限度、壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。 補助 26 号線、区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業(密集型)により、建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。 補助 26 号線、区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	文言の整理
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	住民と行政との協働により事業の推進を図るため、公共は、住民の自主的なまちづくり協議会活動の支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路や公園の整備を推進する。 一方、民間は、住みよき災害に強いまちの実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際に地区計画その他による規制・誘導や必要な指導及び助成等を行う。	公共と民間との協働により事業を推進するため、公共は、住民主体の街づくり協議会の活動支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路及び公園等施設の整備を図る。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、地区計画その他による規制及び誘導並びに必要な指導及び助成等を行う。	文言の整理
e	再開発推進のため必要に応じ定める事項	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項 4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項	木造住宅密集地域整備事業(事業中) 住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 住宅市街地総合整備事業(拠点型)(事業中) 街路整備事業・補助 26 号線(事業中) 地区計画「三宿一丁目地区」「太子堂・三丁目地区」(決定済) 地区計画「三宿一丁目地区」(決定済) 「太子堂・三丁目地区」(決定済) 補助 26 号線(一部完了)【特定整備路線】	事業の街勢状況に合わせ変更する。

番号	地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	旧	新	見直し理由
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	世. 3 北沢三・四丁目地区 約 33.6ha (世田谷区北東部)	世. 3 北沢三・四丁目地区 約 33.6ha (世田谷区北東部)	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、地区計画等を活用し、災害に強い街づくりを進める。
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	低層老朽住宅密集地区の建築物の不燃化・共同化による土地の有効利用を図る。 代替え時におけるセツトバックによる狭あい道路の解消、積極的な用地取得による道路・広場・ポケットパークの確保を図る。	低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化及び共同化による土地の有効利用を図る。 また、建築物の更新時におけるセツトバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場及びポケットパークの整備を図る。	文言の整理
c	建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業、住宅市街地総合整備事業(密集型)により建築物の更新を促進し、不燃化・共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限や、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業(密集型)により、建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。	文言の整理
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	街路整備事業による放射23号線(井の頭通り)等の整備、並びに地区計画等による区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	放射23号線、補助26号線、区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	文言の整理
e	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置	住民と行政との協働により事業の推進を図るため、公共は、住民の自主的なまちづくり協賛活動の支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路や公園の整備を推進する。 一方、民間は、住みよく災害に強いまちの実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際に地区計画その他による規制・誘導や必要な指導及び助成等を行う。	公共と民間との協働により事業を推進するため、公共は、住民主体の街づくり協賛会の活動支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路及び公園等施設の整備を図る。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、地区計画その他のによる規制及び誘導並びに必要な指導及び助成等を行う。	文言の整理
2	実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	木造住宅密集地域整備事業(事業中) 住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 街路整備事業・放射23号線(事業中)・補助26号線(事業中) 都市高速鉄道小田急電鉄小田原線連続立体交差事業(事業中)	木造住宅密集地域整備事業(事業中) 住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 街路整備事業 ・放射23号線(事業中) ・補助26号線(事業中)【特定整備路線】	事業の街歩状況に合わせ変更する。
3	決定又は変更予定の都市計画に関する事項	地区計画「北沢三・四丁目地区」(決定済)	地区計画「北沢三・四丁目地区」(決定済)	
4	その他再開発の促進のために特筆すべき事項	不燃化推進特定整備地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	都市高速鉄道小田急電鉄小田原線連続立体交差事業(完了) 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	事業の街歩状況に合わせ変更する。

番号	地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	旧	新	見直し理由
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	世. 4 世田谷区役所周辺地区 約 148.2ha (世田谷区中央部)	世. 4 世田谷区役所周辺地区 約 148.2ha (世田谷区中央部)	文言の整理
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	避難場所周辺の不燃化を促進するとともに、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図り、災害に強い街づくりを進める。 低層老朽住宅密集地区の建築物の不燃化・共同化による土地の有効利用を図る。 建設時におけるセッパットバックによる狭あい道路の解消、積極的な用地取得による道路・広場・ポケットパークの確保を図る。	広域避難場所周辺の不燃化を促進するとともに、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図り、災害に強い街づくりを進める。 低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化による土地の有効活用を図る。 また、建築物の更新時におけるセッパットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場及びポケットパークの整備を図る。	文言の整理
c	建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業、都市防災不燃化促進事業、住宅市街地総合整備事業(密集型)により建築物の更新を促進し、不燃化・共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限や、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。 補助 52 号線、補助 154 号線等の整備を図る。地区計画等により、区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	木造住宅密集地域整備事業、都市防災不燃化促進事業及び住宅市街地総合整備事業(密集型)により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。 補助 52 号線、区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	文言の整理
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の方針	住民と行政との協働により事業の推進を図るため、公共は、住民の自主的なまちづくり協議会活動の支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路や公園の整備を推進する。 一方、民間は、住みよき災害に強いまちの実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、地区計画その他による規制・誘導や必要な指導及び助成等を行う。	公共と民間との協働により事業を推進するため、公共は、住民主体の街づくり協議会の活動支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路及び公園等施設の整備を図る。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、地区計画その他による規制及び誘導並びに必要な指導及び助成等を行う。	事業の進捗状況に合わせて変更する。
e	再開発推進のため必要に応じ定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置 2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等 3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項	木造住宅密集地域整備事業(事業中) 住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 街路整備事業(補助 52 号線) 沿道整備事業(事業中) 都市防災不燃化促進事業(事業中) 防炎街区整備地区計画「世田谷区役所周辺地区」「若林三・四丁目地区」(決定済) 沿道地区計画「世田谷区役所周辺地区」「若林三・四丁目地区」(決定済) 沿道地区計画「世田谷区環七代田南部・若林地区」(決定済) 地区計画「補助 52 号線沿道若林・梅丘・豪徳寺・宮坂地区」(決定済) 特定防炎街区整備地区	新規決定

	<p>「世田谷区国士館大学一带Ⅰ地区」(決定済) 「世田谷区国士館大学一带Ⅱ地区」(決定済)</p>		<p>4 その他再開 発の促進の たために特筆 すべき事項</p>
<p>事業の進捗状況に合わせ変更 る。</p>	<p>防災生活圏促進事業(完了) 街路整備事業 ・補助154号線 ・世田谷区画街路5号線(完了) 都市高速鉄道小田急電鉄小田原線連続立体交差事業(完了) 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区</p>	<p>防災生活圏促進事業(完了) 街路整備事業・世区街5号線(一部完了) 街路整備事業・東鉄9付9号線(完了) 都市高速鉄道小田急電鉄小田原線連続立体交差事業(完了) 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備事業</p>	

	旧	新	見直し理由
番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	世. 5 上馬・野沢 地区 約 60.6ha (世田谷区東部)	世. 5 上馬・野沢 地区 約 60.6ha (世田谷区東部)	
a 地区の再開発、整備 等の主たる目標	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、災害に強いまちづくりを進める。	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、地区計画等を活用し、災害に強い街づくりを進める。	文言の整理
b 防災街区の整備に 関する基本的方針そ 他の土地利用計画 の概要	国道246号線や環状7号線などの幹線道路沿道の土地利用と地区内部の住宅系土地利用との調和を図る。 低層老朽住宅密集地区の建築物の不燃化・共同化による土地の有効利用を図る。 建替え時におけるセットバックによる狭あい道路の解消、積極的な用地取得による広場・ポケットパークの確保を図る。	幹線道路(放射4号線及び環状7号線)沿道の土地利用と地区内の住宅系土地利用との調和を図る。 なお、低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化による災害に強い住宅地の形成及び共同化による土地の有効活用を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場、ポケットパーク等の整備を図る。	文言の整理
c 建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業、住宅市街地総合整備事業(密集型)により建築物の更新を促進し、不燃化・共同化を図る。	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業(密集型)により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。	文言の整理
d 都市施設、地区防災 施設及び地区施設の 整備の方針	区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	
e 再 開 発 推 進 の た め 必 要 に 応 じ 定 め る 事 項	1 公共及び民間 の役割、条件整 備等の措置 2 実施予定の 公共施設 整 備事業、面的 整備事業等 3 決定又は変 更予定の都 市計画に関 する事項 4 その他再開 発の促進の ために特筆 すべき事項	公共と民間との協働により事業を推進するため、公共は、住民主体の街づくり協議会の活動支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路及び公園等施設の整備を図る。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、地区計画その他による規制及び誘導並びに必要な指導及び助成等を行う。 住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 沿道整備事業 ・環状7号線(事業中)	文言の整理
	住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 沿道整備事業(事業中)	住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 沿道整備事業 ・環状7号線(事業中)	文言の整理
	沿道地区計画「世田谷区環七代田南部・若林地区」(決定済) 地区計画「旭小学校周辺地区」(決定済)	沿道地区計画「世田谷区環七野沢地区北部」(決定済) 地区計画「旭小学校周辺地区」(決定済)	地区計画名の修正
	木造住宅密集地域整備事業(完了) 街路整備事業(完了)・補助209号線 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	木造住宅密集地域整備事業(完了) 街路整備事業(完了) ・補助50号線 ・補助209号線 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	防災公共施設の指定の考え方を整理し、新たに指定したため追加する。

旧		新	
番号	地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	世. 6 太子堂四丁目地区 約 14.8ha (世田谷区中央部)	世. 6 太子堂四丁目地区 約 14.8ha (世田谷区中央部)
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	災害時の危険度が高い、密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、災害に強いまちづくりを進める。	災害時の危険度が高い、密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、災害に強い街づくりを進める。
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	補助 210 号線及び補助 51 号線沿いに商業・業務施設を配置し、低層老朽住宅密集地区の建築物の不燃化・共同化による土地の有効利用を図る。 建替え時におけるセットバックによる狭あい道路の解消、積極的な用地取得による広場・ポケットパークの確保を図る。	補助 210 号線及び補助 51 号線沿いに商業・業務施設を配置し、低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化による災害に強い住宅地の形成及び共同化による土地の有効活用を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場、ポケットパークの整備を図る。
c	建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業、住宅市街地総合整備事業(密集型)により建築物の更新を促進し、不燃化・共同化を図る。	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業(密集型)により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	区画道路、広場及び公園等の整備を図る。
e	再開発推進のため必要に 1 公共及び民間の役割、条件整備等の増置 2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等 3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項 4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項	住民と行政との協働により事業の推進を図るため、公共は、住民の自主的なまちづくり協議会活動の支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路や公園の整備を推進する。 一方、民間は、住みよく災害に強いまちの実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際に必要な指導及び助成等を行う。 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 住宅市街地総合整備事業(事業中)	公共と民間との協働により事業を推進するため、公共は、住民主体の街づくり協議会の活動支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路及び公園等施設の整備を図る。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際に、必要な指導及び助成等を行う。 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中)
		市街地再開発事業(完了) ・三軒茶屋・太子堂四丁目 街路整備事業(完了) ・補助 51 号線 ・補助 210 号線 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	市街地再開発事業(完了) ・三軒茶屋・太子堂四丁目 街路整備事業(完了) ・補助 51 号線 ・補助 210 号線 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区
		防災公共施設の指定の考え方を整理し、新たに指定したため追加する。	防災公共施設の指定の考え方を整理し、新たに指定したため追加する。

	旧	新	見直し理由
番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	新規	世. 7 下高井戸駅周辺地区 約 42.7ha (世田谷区北東部)	
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、災害に強い街づくりを進める。	
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要		地区の特性に応じ、駅周辺地区、商店街地区、幹線道路沿道地区、住宅地区に区分し、それぞれの特性にふさわしい土地利用を誘導していく。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消、積極的な用地取得による公園及び広場等オープンスペースの整備を図る。	
c 建築物の更新の方針		住宅市街地総合整備事業（密集型）により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、区条例に基づく街づくり計画による用途の制限、壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。 補助 128 号線、区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針		公共は、計画的に都市基盤等を整備するとともに、民間は、それに併せて建築物の共同化・協調化等を図るなど、総合的な市街地環境の整備・改善を促進する。	
e 再開発推進のため必要に応じ定める事項		1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置 2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等 3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項 4 その他再開発の促進のための特筆すべき事項	
		住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 都市高速鉄道京王電鉄京王線連続立体交差事業（事業中） 街路整備事業 ・補助 128 号線（予定）	

	旧 新規	新	見直し理由
番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)		世. 8 明大前駅周辺地区 約 70.2ha (世田谷区北東部)	
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、災害に強い街づくりを進める。	
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要		駅周辺地区及び幹線道路沿道地区においては、建築物の不燃化及び共同化による土地の有効利用を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消、積極的な用地取得による公園及び広場等オープンスペースの整備を図る。	
c 建築物の更新の方針		住宅市街地総合整備事業（密集型）により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、区条例に基づき街づくり計画による用途の制限、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。	
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針		放射 23 号線、補助 154 号線、駅前広場及び公園等の整備を図る。	
e 再開発推進のため必要に応じて定める事項		公共は、計画的に都市基盤等を整備するとともに、民間は、それに併せて建築物の共同化・協調化等を図るなど、総合的な市街地環境の整備・改善を促進する。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、地区計画その他による規制・必要な指導及び助成等を行う。 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 都市高速鉄道京王電鉄京王線連続立体交差事業（事業中） 街路整備事業 ・放射 23 号線（事業中） ・補助 154 号線（事業中） ・区画街路 13 号線（駅前広場）（事業中） 地区計画 「明大前駅北側地区」（決定済） 「明大前駅駅前広場周辺地区」（決定済） 「放射 23 号線沿道地区」（予定）	

		旧	新	見直し理由
番号	地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	新規	世. 9 玉川三丁目地区 約 8.3ha (世田谷区南部)	
a	地区の再開発、整備等の主たる目標		災害時の危険度が高い <u>密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、災害に強い街づくりを進める。</u>	
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要		<u>低中層住宅地区、商店街地区に区分し、それぞれの特性にふさわしい土地利用を図る。</u> <u>建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得により道路の整備を図る。</u> <u>また、建替え及び共同化時におけるポケットパーク、小緑地及び生垣等の整備を図る。</u>	
c	建築物の更新の方針		<u>住宅市街地総合整備事業（密集型）により、建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。</u>	
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針		<u>主要区画道路の整備を図る。</u>	
e	再開発推進のため必要に応じ定める事項		公共と民間との協働により道路の整備を推進する。 民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、地区街づくり計画について助言を行う。 <u>住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中）</u>	

	旧	新	見直し理由
番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	新規	世. 10 千歳船橋駅周辺地区 約 14.7ha (世田谷区西部)	
a 地区の再開発、整備 等の主たる目標		災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、災害に強い街づくりを進める。	
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要		補助 215 号線沿いの低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化及び共同化による土地の有効利用を図る。また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場及びポケットパークの整備を図る。	
c 建築物の更新の方針		住宅市街地総合整備事業（密集型）により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。	
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針		区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	
e 再開発推進のため必要に 応じ定める事項		公共は、計画的に都市基盤等を整備するとともに、民間は、それに併せて建築物の共同化・協調化等を図るなど、総合的な市街地環境の整備・改善を促進する。 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 街路整備事業 ・補助 215 号線（一部完了） ・補助 52 号線（予定）	

	旧	新	見直し理由
番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	新規	世. 1.1 祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区 約 28.3ha (世田谷区西部)	
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		<u>災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、地区計画等を活用し、災害に強い街づくりを進める。</u>	
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要		<u>周辺住宅地と調和した商業業務地の適正な土地利用を図るとともに、低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化及び共同化による土地の有効利用を図る。</u> <u>また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場及びポケットパークの整備を図る。</u>	
c 建築物の更新の方針		<u>住宅市街地総合整備事業（密集型）により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。</u> <u>また、地区計画による用途の制限、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。</u> <u>区画道路、広場及び公園等の整備を図る。</u>	
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針			
e 再開発推進のため		<u>公共は、計画的に都市基盤等を整備するとともに、民間は、それに併せて建築物の共同化・協調化等を図るなど、総合的な市街地環境の整備・改善を促進する。</u>	
2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等		<u>住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中）</u>	
3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項		<u>地区計画</u> <u>「祖師ヶ谷大蔵駅南周辺地区」（決定済）</u>	
4 その他再開の促進のために特筆すべき事項		<u>街路整備事業</u> <u>・補助 216 号線（一部完了）</u>	

	旧	新	見直し理由
番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	新規	世. 1 2 大蔵地区 約 21.7ha (世田谷区西部)	
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		災害時の危険度が高い <u>密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、災害に強い街づくりを進める。</u>	
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要		都市計画道路補助 216 号線、区画道路の整備及び大蔵団地の建替えにより、延焼遮断帯の形成、広域避難場所への経路の改善、地区内交通の利便性・安全性の向上を図る。また、建築物の更新時におけるセッパバックによる狭い道路の解消並びに積極的な用地取得による道路及び公園の整備を図る。	
c 建築物の更新の方針		密集市街地総合防災事業により建築物の更新を促進する。また、地区計画による建ぺい率、容積率の制限、敷地面積最低限度及び壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の保全を図る。	
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針		補助 216 号線、地区計画による区画道路、公園等の整備を図る。	
e 再開発推進のため必要に 2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等 3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項 4 その他再開の促進のために特筆すべき事項		公共と民間との協働により事業の推進を図るため、公共は、住民主体の街づくり協議会の活動支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路及び公園の整備を推進する。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、必要な指導及び助成等を行う。 密集市街地総合防災事業（事業中） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 都心共同住宅供給事業（東京都住宅供給公社事業中） 都市計画公園 砧公園（事業中） 都市計画公園（仮称）大蔵緑地（事業中） 地区計画 「大蔵地区地区計画」（決定済） 「大蔵三丁目地区地区計画」（決定済）	

別表2 防災公共施設の整備等の概要 新旧対照表

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

番号 地区名 (概ねの位置)	旧	新	見直し理由	
a 防災公共施設の整備の方針	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図り、災害に強いまちづくりを進めるとともに、延焼遮断帯の形成や延焼遮断機能・避難機能を確保するため、防災都市計画施設道路第1号及び第2号の整備を図る。 また、延焼防止機能や消防火動機能的確保のため、防災公共施設道路第1号から第3号の整備を図る。	世 1 北沢五丁目・大原一丁目地区 (世田谷区北東部)	災害に強い街づくりを進めるとともに、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成や延焼遮断機能及び避難機能を確保するため、防災都市計画施設道路第1号の整備を図る。 また、延焼防止機能及び消防火動機能的確保するため、防災公共施設道路第1号及び第2号の整備を図る。	文言の整理
	b 整備する防災公共施設の種別	防災都市計画施設道路 第1号 放射23号線	防災都市計画施設道路 第1号 放射23号線	
		防災都市計画施設道路 第2号 補助26号線	防災都市計画施設道路 第2号 補助26号線	
		防災公共施設道路 第1号 鎌倉通り(1)	防災公共施設道路 第1号 鎌倉通り(1)	
c 当市防災公共施設の配置及び規模	防災公共施設道路 第2号 鎌倉通り(2)	防災公共施設道路 第2号 鎌倉通り(2)		
	防災公共施設道路 第3号 特別介護老人ホーム通り	防災公共施設道路 第3号 特別介護老人ホーム通り		
	防災都市計画施設道路 第1号 幅員25～33m 延長約1021m	防災都市計画施設道路 第1号 幅員25～33m 延長約1021m		
d 当市防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路 第2号 幅員20～23m 延長約400m	防災都市計画施設道路 第2号 幅員20～23m 延長約400m		
	防災公共施設道路 第1号 幅員8m 延長約290m	防災公共施設道路 第1号 幅員8m 延長約290m		
	防災公共施設道路 第2号 幅員4m 延長約414m	防災公共施設道路 第2号 幅員4m 延長約414m		
防災公共施設の配置は、附図に示すとおり	防災公共施設道路 第3号 幅員9m 延長約84m	防災公共施設道路 第3号 幅員9m 延長約84m		
	防災都市計画施設道路第1号 28年度まで(事業中)	防災都市計画施設道路第1号 令和4年度まで(事業中)	事業の進捗状況に合わせ変更する。	
	防災都市計画施設道路第2号 2号:完成 令和3年度まで(事業中) 令和4年度まで(事業中) 令和5年度まで(事業中) 令和6年度まで(事業中)	防災都市計画施設道路第2号 2号:完成 令和4年度まで(事業中) 令和5年度まで(事業中) 令和6年度まで(事業中)		
防災街区整備地区計画:北沢五丁目・大原一丁目地区(平成11年度決定)	防災街区整備地区計画:北沢五丁目・大原一丁目地区(平成11年度決定)	防災街区整備地区計画:北沢五丁目・大原一丁目地区(平成11年度決定)		

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	旧	新	見直し理由
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道において、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。 防災公共施設道路第1号から第3号沿道において、延焼防止機能・避難機能を確保するため、建替えによる建築物について制限を設定し、居住水準を維持しながら沿道の建築物の不燃化を進める。	世 1 北沢五丁目・大原一丁目地区 防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道において、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。 防災公共施設道路第1号から第3号沿道において、延焼防止機能及び消防火動機能的確保のため、建替えによる建築物について制限を設定し、居住水準を維持しながら沿道の建築物の不燃化を進める。	文言の整理
	b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号沿道においては、中層集合住宅の立地を誘導し、準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。 防災都市計画施設道路第2号沿道においては、建築物の壁面後退等を誘導し、延焼防止機能を確保を図る。 防災公共施設道路第1号から第3号沿道においては、道路に面する壁面の位置を設定し、道路と一体となった空間の確保を図る。また、敷地の最低限度を定め、延焼防止機能を確保する。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、中層集合住宅の立地を誘導し、準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。 防災公共施設道路第1号から第3号沿道においては、道路に面する建築物の壁面の位置の制限を定め、道路と一体となった空間の確保を図る。また、敷地の最低限度を定め、延焼防止機能の確保を図るとともに、道路に面する垣又はさくの構造の制限を定め防災性能の向上を図る。

<p>c 防災公共施設と一体となつて特定防災機能を確認するための建築物等の整備の概ねのスケジュール</p>	<p>防災都市計画施設道路第1号及び第2号並の防災公共施設道路第1号から第3号沿道においては、防災街区整備地区計画を活用しながら不燃化促進を図る。</p>	<p>防災都市計画施設道路第1号及び第2号並の防災公共施設道路第1号から第3号沿道においては、<u>防災街区整備地区計画</u>や<u>東京都建築安全条例</u>に基づく新たな<u>防火規制</u>等を活用しながら<u>建築物の不燃化促進</u>を図る。</p>	<p>文言の整理</p>
---	---	---	--------------

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

番号 地区名 (概要の位置)	旧	新	見直し理由
	世 2 太子堂・三宿地区 (世田谷区北東部)	世 2 太子堂・三宿地区 (世田谷区東部)	修正
a 防災公共施設の整備の方針	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図り、災害に強いまちづくりを進めるため、延焼遮断帯の形成や延焼遮断機能・避難機能を確保するため、防災都市計画施設道路第1号及び第2号の整備を図る。 また、延焼防止機能や消火活動機能の確保のため、防災公共施設道路第1号及び第2号並びに防災公共施設公園第3号の整備を図る。	災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能を確保するため、防災都市計画施設道路第1号から第4号並びに防災都市計画施設公園第5号周辺、防災公共施設道路第3号及び第4号周辺の整備を図る。 また、延焼防止機能や消火活動機能の確保するため、防災公共施設道路第1号及び第2号並びに防災公共施設公園第3号及び第4号周辺の整備を図る。	文言の整理
b 整備する防災公共施設の種類の	防災都市計画施設道路 第1号 第2号 第3号 防災公共施設道路 第1号 第2号 第3号 防災公共施設公園	都市計画道路 放射4号線 補助26号線 補助52号線 補助210号線 都市計画緑地 区画道路(1) 区画道路(2) 烏山川緑道 太子堂円泉ヶ丘公園	防災公共施設の指定の考え方を整理し、新たに指定する。
c 当初防災公共施設の配置及び規模	幅員40m 延長約734m 幅員20m 延長約486m 幅員6m 延長約861m 幅員6m 延長約554m 幅員6.5~9.0m 延長約1199m	幅員40m 延長約734m 幅員20m 延長約950m 幅員15m 延長約1160m 幅員11m 延長約970m 面積 約0.79ha 幅員6m 延長約861m 幅員6m 延長約554m 幅員6.5~9.0m 延長約1199m 面積 約0.18ha	防災公共施設の指定の考え方を整理し、新たに指定する。
d 当初防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：完成 防災都市計画施設道路第2号：北側440mについては特定整備路線(平成32年度まで) 地区計画：太子堂二・三丁目地区(平成2年度決定)、三宿一丁目地区(平成15年度決定) 防災公共施設道路第1、2号：整備予定(未定) 防災公共施設公園第3号：完成	防災都市計画施設道路第1、3、4号：完成 防災都市計画施設道路第2号：北側440mについては特定整備路線(令和7年度まで) 防災都市計画施設公園第5号：完成 地区計画：太子堂二・三丁目地区(平成2年度決定) 防災公共施設道路第1、2号：整備予定(未定) 防災公共施設公園第3、4号：完成 地区計画：太子堂二・三丁目地区(平成2年度決定) 三宿一丁目地区(平成15年度決定)	事業の進捗状況に合わせて変更する。

防災公共施設の配置は、附图(示すとおり)

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	旧	新	見直し理由
	世 2 太子堂・三宿地区	世 2 太子堂・三宿地区	文言の整理
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するため建築物等の整備の	防災都市計画施設道路第1号及び第2号谷道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、谷道の建築物の不燃化を進める。 防災公共施設道路第1号及び第2号谷道並びに防災公共施設公園第3号周辺については、延焼防止機能・避難機能を確保するため、建替えによる建築物については制限	防災都市計画施設道路第1号から第4号谷道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、谷道の建築物の不燃化を進める。 防災都市計画施設公園第5号周辺においては、広域避難場所の安全性を高めるため周辺建築物の不燃化を進める。	文言の整理

方針	等を設定し、居住水準を維持しながら、災害に強い市街地への誘導を図る。	
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	<p>防災都市計画施設道路第1号沿道においては、幹線沿道市街地を誘導し、<u>防火建築物の整備を進める。</u></p> <p>防災都市計画施設道路第2号沿道においては、<u>中層集合住宅の立地を誘導し、準防火建築物及び耐火建築物の整備を進める。</u></p> <p>防災公共施設道路第1号及び第2号沿道においては、<u>地区計画により道路に面する壁面の位置を設定し、道路と一体になった空間の確保を図る。</u></p> <p>防災公共施設公園第3号周辺においては、<u>建築物の不燃化を進める延焼防止効果を進めるとともに防災活動に有効な空地を確保する。</u></p>	<p>文言の整理</p> <p>防災公共施設道路第1号沿道においては、<u>骨格防災軸の機能向上のため耐火建築物の整備を進める。</u></p> <p>防災都市計画施設道路第2号から第4号沿道並びに防災都市計画施設公園第5号周辺においては、<u>防災性の向上のため準防火建築物及び耐火建築物の整備を進める。</u></p> <p>防災公共施設道路第1号及び第2号沿道においては、<u>地区計画により道路に面する壁面の位置を設定し、広域避難場所への避難動線の確保を図る。</u></p> <p>防災公共施設公園第3号及び第4号周辺においては、<u>延焼防止のため建築物の不燃化を進めるとともに防災活動に有効な空地の確保を図る。</u></p>
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概ねのスケジュール	<p>防災都市計画施設道路第1号及び第2号、<u>防災公共施設道路第1号及び第2号沿道並びに防災公共施設公園第3号周辺においては、地区計画を活用しながら不燃化促進を図る。</u></p>	<p>文言の整理</p> <p>防災都市計画施設道路第1号から第4号及び防災公共施設道路第1号、第2号沿道並びに防災都市計画施設公園第5号及び防災公共施設公園第3号、第4号周辺においては、<u>地区計画及び東京都建築安全条例に基づき新たな防火規制等を活用しながら建築物の不燃化促進を図る。</u></p>

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

旧		新		見直し理由
番号 地区名 (概要の位置)	世 3 北沢三・四丁目地区 (世田谷区北東部)	世 3 北沢三・四丁目地区 (世田谷区北東部)		
a 防災公共施設の整備の方針	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境を整備を図り、災害に強いまちづくりを進めるとともに、延焼遮断帯の形成や延焼遮断機能・避難機能の確保するために、防災都市計画施設道路第1号及び第2号の整備を図る。	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境を整備を図り、災害に強いまちづくりを進めるとともに、延焼遮断帯の形成や延焼遮断機能及び避難機能確保のために、防災都市計画施設道路第1号及び第2号の整備を図る。		文言の整理
b 整備する防災公共施設の種類の	防災都市計画施設道路 第1号 第2号	防災都市計画施設道路 第1号 第2号	放射23号線 補助26号線	
c 当該防災公共施設の配置及び規模	幅員25～33m 延長約308m 幅員20～23m 延長約612m	幅員25～33m 延長約308m 幅員20～23m 延長約612m		
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：平成29年度まで（事業中） 防災都市計画施設道路第2号：特定整備路線（平成32年度まで） 地区計画：北沢三・四丁目地区（平成3年度決定）	防災都市計画施設道路第1号：令和4年度まで（事業中） 防災都市計画施設道路第2号：特定整備路線（令和7年度まで）（事業中） 地区計画：北沢三・四丁目地区（平成3年度決定）		事業の進捗状況に合わせて変更する。

防災公共施設の配置は、附図に示すとおり

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

旧		新		見直し理由
番号 地区名	世 3 北沢三・四丁目地区	世 3 北沢三・四丁目地区		
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道において、延焼遮断帯の形成を図るため建築物の不燃化を図る。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道において、延焼遮断帯の形成を図るため建築物の不燃化を進める。		文言の整理
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号沿道においては、防災性の向上のため、中層集合住宅等の準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。 防災都市計画施設道路第2号沿道においては、防災性の向上のため、建築物の共同化、協調化を進めながら準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。	防災都市計画施設道路第1号沿道においては、防災性の向上のため、中層集合住宅等の準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。 防災都市計画施設道路第2号沿道においては、防災性の向上のため、建築物の共同化、協調化を進めながら準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。		文言の整理
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道において、地区計画を活用しながら沿道建築物の建替えを図る。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道において、地区計画を活用しながら沿道建築物の建替えを図るとともに、東京都建築安全条例に基づき新たな防火規制等を活用しながら建築物の不燃化促進を図る。		文言の整理

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

番号 地区名 (概ねの位置)	旧	新	見直し理由
a 防災公共施設の整備の方針	世 4 世田谷区役所周辺地区 (世田谷区中央部)	世 4 世田谷区役所周辺地区 (世田谷区中央部)	見直し理由
a 防災公共施設の整備の方針	<p>災害時の危険度が高い、密集市街地の防災性の向上を図り、災害ご焼い、まちづくりを進めるとともに、延焼遮断帯の形成や延焼防止機能・避難機能確保のため、防災都市計画施設道路第1号から第7号及び防災都市計画施設公園第8号の整備を図る。</p> <p>また、延焼防止機能及び消火活動機能の確保のため、防災街区整備地区計画における地区防災施設と都市施設の防災公共施設を整備する。</p>	<p>災害時の危険度が高い、密集市街地の防災性の向上を図るとともに、延焼遮断帯の形成や延焼防止機能及び避難機能確保のため、防災都市計画施設道路第1号から第5号並びに防災都市計画施設公園第6号周辺の整備を図る。</p> <p>また、延焼防止機能及び消火活動機能確保するため、防災街区整備地区計画における地区防災施設並びに防災公共施設の整備を図る。</p>	<p>文言の整理</p>
b 整備する防災公共施設の種類の	<p>防災都市計画施設道路 第1号 都市計画道路 環状7号線 第2号 都市計画道路 補助51号線 第3号 都市計画道路 補助52号線 第4号 都市計画道路 補助154号線 第5号 都市計画道路 世田谷区画街路5号線 第6号 都市計画道路 東鉄9付9 付属街路 第7号 都市計画道路 東鉄9付12 付属街路 第8号 都市計画公園 若林公園</p> <p>防災公共施設 第1号 地区防災施設 (世田谷区役所周辺) 地区防災施設1号 第2号 地区防災施設 2号 第3号 地区防災施設 3号 第4号 地区防災施設 4号 第5号 地区防災施設 5号 第6号 地区防災施設 6号 第7号 地区防災施設 7号 第8号 地区防災施設 8号 第9号 地区防災施設 9号 第10号 地区防災施設 10号 第11号 地区防災施設 11号 第12号 地区防災施設 12号 第13号 地区防災施設 (若林三・四丁目地区) 地区防災施設1号</p> <p>防災公共施設道路 第14号 地区防災施設 2号 第15号 地区防災施設 3号 第16号 地区防災施設 4号 第17号 地区防災施設 5号 第18号 地区防災施設 6号</p> <p>防災公共施設道路 幅員 25～33m 延長約 938m 幅員 18m 延長約 972m 幅員 20m 延長約 1378m 幅員 15m 延長約 1115m 幅員 11m 延長約 510m</p>	<p>防災都市計画道路 第1号 都市計画道路 環状七号線 第2号 都市計画道路 補助51号線 第3号 都市計画道路 補助52号線 第4号 都市計画道路 補助154号線 第5号 都市計画道路 世田谷区画街路5号線 第6号 都市計画公園 若林公園</p> <p>地区防災施設 第1号 地区防災施設 第2号 地区防災施設 第3号 地区防災施設 第4号 地区防災施設 第5号 地区防災施設 第6号 地区防災施設 第7号 地区防災施設 第8号 地区防災施設 第9号 地区防災施設 第10号 地区防災施設 第11号 地区防災施設 第12号 地区防災施設 第13号 地区防災施設 (若林三・四丁目地区) 地区防災施設1号 第14号 地区防災施設 第15号 地区防災施設 第16号 地区防災施設 第17号 地区防災施設 第18号 地区防災施設</p> <p>防災公共施設道路 幅員 25～33m 延長約 938m 幅員 18m 延長約 972m 幅員 20m 延長約 1378m 幅員 15m 延長約 1115m 幅員 11m 延長約 510m</p>	<p>防災公共施設の指定の考え方を整理し、削除する。</p>
c 当該防災公共施設の配置及び規模	<p>防災公共施設道路 第1号 都市計画道路 環状7号線 第2号 都市計画道路 補助51号線 第3号 都市計画道路 補助52号線 第4号 都市計画道路 補助154号線 第5号 都市計画道路 世田谷区画街路5号線 第6号 都市計画道路 東鉄9付9 付属街路 第7号 都市計画道路 東鉄9付12 付属街路 第8号 都市計画公園 若林公園</p> <p>地区防災施設 第1号 地区防災施設 (世田谷区役所周辺) 地区防災施設1号 第2号 地区防災施設 2号 第3号 地区防災施設 3号 第4号 地区防災施設 4号 第5号 地区防災施設 5号 第6号 地区防災施設 6号 第7号 地区防災施設 7号 第8号 地区防災施設 8号 第9号 地区防災施設 9号 第10号 地区防災施設 10号 第11号 地区防災施設 11号 第12号 地区防災施設 12号 第13号 地区防災施設 (若林三・四丁目地区) 地区防災施設1号</p> <p>防災公共施設道路 第14号 地区防災施設 2号 第15号 地区防災施設 3号 第16号 地区防災施設 4号 第17号 地区防災施設 5号 第18号 地区防災施設 6号</p> <p>防災公共施設道路 幅員 25～33m 延長約 938m 幅員 18m 延長約 972m 幅員 20m 延長約 1378m 幅員 15m 延長約 1115m 幅員 11m 延長約 510m</p>	<p>防災公共施設の指定の考え方を整理し、削除する。</p>	

			防災街区整備地区計画：世田谷区役所周辺地区（平成15年度決定） 若林三・四丁目地区（平成12年度決定）	
防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」				
② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要				
		旧	新	
	番号 地区名	世 4 世田谷区役所周辺地区	世 4 世田谷区役所周辺地区	見直し理由
a	防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号から第7号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。 防災都市計画施設公園第8号周辺においては、広域避難場所の安全性を高めるため、周辺建築物の不燃化を進める。 防災公共施設道路第1号から第18号沿道においては、防災性の向上と良好な住環境の形成を図るため、建替えによる建築物について制限を設定し居住水準を維持しながら沿道の不燃化を推進する。	防災都市計画施設道路第1号から第5号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。 防災都市計画施設公園第6号周辺においては、広域避難場所の安全性を高めるため、周辺建築物の不燃化を進める。 防災公共施設道路第1号から第18号沿道においては、防災性の向上と良好な住環境の形成を図るため、建替えによる建築物について制限を設定し居住水準を維持しながら沿道の不燃化を推進する。	文言の整理
b	防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号沿道については、骨格防災軸の機能向上のため、耐火建築物の整備を進める。 防災都市計画施設道路第2号沿道については、防災性の向上のため、耐火建築物の整備を進める。 また、高さの最低限度を定め、延焼防止機能の確保を図る。 防災都市計画施設道路第3号から第7号沿道及び防災都市施設公園第8号周辺については、防災性の向上のため耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。 防災公共施設道路第1号から第18号沿道においては、防災街区整備地区計画により、地区防災施設沿道の建築物について壁面の制限を設定し、道路と一体となった空間の確保を図る。	防災都市計画施設道路第1号沿道においては、骨格防災軸の機能向上のため、耐火建築物の整備を進める。 防災都市計画施設道路第2号沿道においては、防災性の向上のため、耐火建築物の整備を進める。 また、建築物等の高さの最低限度を定め、災害時の延焼を防ぐ。 防災都市計画施設道路第3号から第5号沿道並びに防災都市施設公園第6号周辺においては、防災性の向上のため耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。 防災公共施設道路第1号から第18号沿道においては、防災街区整備地区計画により、壁面の制限を定め、広域避難場所への避難動線 ^{（注）} の確保を図る。	文言の整理
c	防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概ねのスケジュール	防災都市計画施設道路第1号から第5号及び防災公共施設道路第1号から第18号沿道並びに防災都市計画施設公園第8号周辺においては、防災街区整備地区計画を活用しながら不燃化促進を図る。 防災都市計画施設道路第6号及び第7号沿道においては、地区計画を活用しながら沿道の建築物の不燃化促進を図る。	防災都市計画施設道路第1号から第5号及び防災公共施設道路第1号から第18号沿道並びに防災都市計画施設公園第6号周辺においては、防災街区整備地区計画及び東京都建築安全条例に基づき新たな防火規制等を活用しながら建築物の不燃化促進を図る。 防災都市計画施設道路第6号及び第7号沿道においては、地区計画を活用しながら沿道の建築物の不燃化促進を図る。	文言の整理

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

旧		新		見直し理由
番号 地区名 (概要の位置)	世. 5 上馬・野沢地区 (世田谷区東部)	世. 5 上馬・野沢地区 (世田谷区東部)	世. 5 上馬・野沢地区 (世田谷区東部)	
a 防災公共施設の整備の方針	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図り、災害に強いまちづくりを進めるとともに、延焼遮断帯の形成や延焼防止機能・避難機能を確保するために、防災都市計画施設道路第1号の整備を図る。	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図り、災害に強いまちづくりを進めるとともに、延焼遮断帯の形成や延焼防止機能及び避難機能を確保するために、防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道の整備を図る。		文言の整理
b 整備する防災公共施設の種類	防災都市計画施設道路 第1号	防災都市計画施設道路 第1号 補助209号線	防災都市計画施設道路 第1号 補助209号線 補助50号線	防災公共施設の指定の考え方を整理し、新たに指定する。
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路 第1号	幅員16m 延長約573m	幅員16m 延長約900m 幅員15m 延長約920m	防災公共施設の指定の考え方を整理し、新たに指定する。
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：完成 地区計画：旭小学校周辺地区（平成21年度決定）		防災都市計画施設道路第1号：一部完成 防災都市計画施設道路第2号：完成 地区計画：旭小学校周辺地区（平成21年度決定）	事業の進捗状況に合わせ変更する。

防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

② 防災公共施設と一体となった特定防災機能確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

旧		新		見直し理由
番号 地区名	世. 5 上馬・野沢地区	世. 5 上馬・野沢地区	世. 5 上馬・野沢地区	
a 防災公共施設と一体となった特定防災機能確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。	防災都市計画施設道路第1号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。	防災公共施設の指定の考え方を整理し、新たに指定する。
b 防災公共施設と一体となった特定防災機能確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号沿道においては、中層集合住宅の立地を誘導し、準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。	防災都市計画施設道路第1号沿道においては、中層集合住宅の立地を誘導し、準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、中層集合住宅の立地を誘導し、準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。	防災公共施設の指定の考え方を整理し、新たに指定する。
c 防災公共施設と一体となった特定防災機能確保するための建築物等の整備の概要			防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、東京都建築安全条例に基づき新たな防火規制により建築物の不燃化を進める。	文言の整理 防災公共施設の指定の考え方を整理し、新たに指定する。

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

旧		新		見直し理由
番号 地区名 (概要の位置)	世 6 太子堂四丁目地区 (世田谷区中央部)	世 6 太子堂四丁目地区 (世田谷区中央部)		
a 防災公共施設の整備の方針	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境を整備を図り、災害に強い街づくりを進めるとともに、延焼遮断帯の形成や延焼防止機能・避難機能を確保するために、防災都市計画施設道路第1号及び第2号の整備を図る。	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能を確保するために、防災都市計画施設道路第1号及び第2号の整備を図る。		文言の整理
b 整備する防災公共施設の種類の	防災都市計画施設道路 第1号 第2号	防災都市計画施設道路 第1号 第2号	補助51号線 補助210号線	
c 当該防災公共施設の配置及び規模	幅員 18m 延長約 549m 幅員 11m 延長約 389m	幅員 18m 延長約 549m 幅員 11m 延長約 389m		
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：完成 防災都市計画施設道路第2号：完成	防災都市計画施設道路第1号：完成 防災都市計画施設道路第2号：完成		

防災公共施設の配置は、附図に示すとおり

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

旧		新		見直し理由
番号 地区名	世 6 太子堂四丁目地区	世 6 太子堂四丁目地区		
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道において、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道において、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。		
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道において、防災性の向上のため、耐火建築物の整備を進める。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道において、防災性の向上のため、耐火建築物の整備を進める。		
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要		防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道において、 <u>東京都建築安全条例に基づき新たな防火規制により建築物の不燃化促進を図る。</u>		文言の整理

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

旧		新		見直し理由
番号 地区名 (概要の位置)	新規	世. 7 下高井戸駅前周辺地区 (世田谷区北東部)		
a 防災公共施設の整備の方針		災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能を確保するため、防災都市計画施設道路第1号の整備を図る。		
b 整備する防災公共施設の種類		防災都市計画施設道路 第1号	都市計画道路 補助128号線	
c 当該防災公共施設の配置及び規模		第1号	幅員23m 延長約520m	
d 当該防災公共施設の整備スケジュール		防災都市計画施設道路第1号：優先整備路線（令和7年度まで）		

防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

旧		新		見直し理由
番号 地区名		世. 7 下高井戸駅前周辺地区		
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針		防災都市計画施設道路第1号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため沿道の建築物の不燃化を進める。		
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要		防災都市計画施設道路第1号の沿道においては、防災性の向上のため耐火建築物、準耐火建築物の整備を進める。		
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要		防災都市計画施設道路第1号においては、地区計画を活用しながら沿道の建築物の不燃化を進める。		

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

旧		新		見直し理由
番号 地区名 (概要の位置)	新規	世 8 明大前通り周辺地区 (世田谷区北東部)		
a 防災公共施設の整備の方針		災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能を確認するため、防災都市計画施設道路第1号及び2号の整備を図る。		
b 整備する防災公共施設の種類の		第1号 防災都市計画施設道路	都市計画道路 放射23号線	
		第2号 防災都市計画施設道路	都市計画道路 補助154号線	
c 当該防災公共施設の配置及び規模		第1号 幅員25～33m 延長約380m	幅員25～33m 延長約380m	
		第2号 幅員15m 延長約685m	幅員15m 延長約685m	
d 当該防災公共施設の整備スケジュール		防災都市計画施設道路第1号：令和4年度まで 防災都市計画施設道路第2号：令和4年度まで(事業中) 一部優先整備路線(令和7年度まで) 地区計画：明大前通り北側地区(平成4年度決定) 明大前通り前広場周辺地区(平成29年度決定) 放射23号線沿道地区(予定)		

防災公共施設の配置は、附图に示すとおり」

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

旧		新		見直し理由
番号 地区名		世 8 明大前通り周辺地区		
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針		防災都市計画施設道路第1号及び2号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため沿道の建築物の不燃化を進める。		
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要		防災都市計画施設道路第1号及び2号沿道においては 防災性の向上のため耐火建築物、準耐火建築物の整備を進める。		
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要		防災都市計画施設道路第1号及び2号沿道においては、地区計画等を活用しながら沿道の建築物の不燃化促進を図る。		

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

旧		新		見直し理由
番号 地区名 (概要の位置)	新規	世 9 玉川三丁目地区 (世田谷区南部)		
a 防災公共施設の整備の方針		災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い、密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼防止機能・避難機能を確保するために、防災公共施設道路第1号の整備を図る。		
b 整備する防災公共施設の種類の		防災公共施設道路 第1号	主要区画道路C	
c 当該防災公共施設の配置及び規模		防災公共施設道路 第1号	幅員 6m 延長約 135m	
d 当該防災公共施設の整備スケジュール		防災公共施設道路第1号：令和4年度まで（事業中）		

防災公共施設の配置は、附図に示すとおり

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

旧		新		見直し理由
番号 地区名		世 9 玉川三丁目地区		
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針		主要区画道路Cの整備と併せ、老朽化した木造建築などの不燃化や不燃共同化を進める。		
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要		主要区画道路Cの整備と併せ、老朽化した木造建築などの不燃化や不燃共同化を進める。		
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要				

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

旧		新		見直し理由
番号 地区名 (概要の位置)	新規	世. 10 千歳船橋副町周辺地区 (世田谷区西部)		
a 防災公共施設の整備の方針		災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い、密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能を確認するため、防災都市計画施設道路第1号の整備を図る。		
b 整備する防災公共施設の種類の		第1号 防災都市計画施設道路	都市計画道路 補助215号線	
		第2号 防災都市計画施設道路	都市計画道路 補助52号線	
c 当該防災公共施設の配置及び規模		第1号 幅員15m	延長約540m	
		第2号 幅員20m	延長約360m	
d 当該防災公共施設の整備スケジュール		防災都市計画施設道路第1号：一部完成 防災都市計画施設道路第2号：予定		

防災公共施設の配置は、附図に示すとおり

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

旧		新		見直し理由
番号 地区名		世. 10 千歳船橋副町周辺地区		
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針		防災都市計画施設道路第1号及び第2号においては、延焼遮断帯の形成を図るため沿道の建築物の不燃化を進める。		
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要		防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、防災性の向上のため住宅の共同化・協調化の準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。		
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要		防災都市計画施設道路第1号及び第2号においては、地区計画等を活用しながら不燃化を進める。		

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

旧		新		見直し理由
番号 地区名 (概ねの位置)	新規	世 11 祖師ヶ谷大蔵町周辺地区 (世田谷区西部)		
a 防災公共施設の整備の方針		災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能・避難機能を確認するため、防災都市計画施設道路第1号の整備を図る。		
b 整備する防災公共施設の種類の		防災都市計画施設道路 第1号	都市計画道路 補助216号線	
c 当該防災公共施設の配置及び規模		第1号	幅員16m 延長約200m	
d 当該防災公共施設の整備スケジュール		防災都市計画施設道路第1号：一部完成 地区計画：祖師ヶ谷大蔵町南周辺地区（平成30年度決定）		

防災公共施設の配置は、附图に示すとおり

② 防災公共施設と一体となった特定防災機能を確認するための建築物等の整備に関する計画の概要

旧		新		見直し理由
番号 地区名		世 11 祖師ヶ谷大蔵町周辺地区		
a 防災公共施設と一体となった特定防災機能を確認するための建築物等の整備の方針		防災都市計画施設道路第1号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため沿道の建築物の不燃化を進める。		
b 防災公共施設と一体となった特定防災機能を確認するための建築物等の整備の概要		防災都市計画施設道路第1号沿道においては、防災性の向上のため、準防火建築物及び耐火建築物の整備を進める。		
c 防災公共施設と一体となった特定防災機能を確認するための建築物等の整備の概要				

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

旧		新		見直し理由
番号 地区名 (概要の位置)	新規	世 1 2 大蔵地区 (世田谷区西部)		
a 防災公共施設の整備の方針		災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い、密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能・通風機能を確保するため、防災都市計画施設道路第1号並びに防災都市計画施設公園第3号及び4号の整備を図る。		
b 整備する防災公共施設の種類の種類		第1号 都市計画施設道路 第2号 都市計画施設道路 第3号 都市計画緑地 第4号 都市計画公園	補助216号線 補助51号線 (仮称)大蔵緑地 砦公園	
c 当該防災公共施設の配置及び規模		第1号 幅員16m 延長約710m 第2号 幅員15m 第3号 面積 約0.4ha 第4号 面積 約67ha		
d 当該防災公共施設の整備スケジュール		防災都市計画施設道路第1号：令和15年度まで（事業中） 防災都市計画施設道路第2号：完成 防災都市計画施設公園第3号：令和4年度まで（事業中） 防災都市計画施設公園第4号：一部完成 地区計画：大蔵地区地区計画（平成19年度決定） 大蔵三丁目地区地区計画（平成28年度決定）		

防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

旧		新		見直し理由
番号 地区名		世 1 2 大蔵地区		
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針		防災都市計画施設道路第1号の整備に合わせ、建築物の更新及び公団大蔵住宅建替え事業の推進により、防災機能を向上させ、良好な街並みを形成する。		
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要		防災公共施設道路第1号沿道は、地区計画により道路に面する壁面の位置を設定し、道路と一体となった空間の確保を図る。 防災公共施設緑地第3号及び公園第4号周辺においては、延焼防止効果を高め、防災活動に有効な空地を確保する。		
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要		防災都市計画道路1号沿道について、地区計画を活用しながら建築物を更新する大蔵団地の建て替えについて、地区計画を活用し事業を進める。		